

令和3年12月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和3年12月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年12月20日（月）午後1時30分～2時34分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中5名出席。

4. 欠席委員

推進委員、安部 嘉久委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

・令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）結果について

第5 提出議案

議案第1号

現況確認証明申請について

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

・番号1番 所有権移転

・番号2番 使用貸借権設定

・番号3番 賃借権設定

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・番号1～4番 賃借権設定

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでござい

ます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中5名にも出席いただいております。なお、先月も説明しましたとおり、安部嘉久委員においては、3月いっぱいまでお休みすることとさせていただきます。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、12月1日、令和3年度農業者年金加入推進セミナー、こちらはオンラインで開催されまして、事務局が参加しております。2番、12月2日、本県選出国會議員への要請集会及び令和3年度全国農業委員会会長代表者集会、こちらはYouTubeによるライブ配信にて実施されまして、当日は、会長が視聴いたしました。3番、12月15日、令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、JA会津よつば河東支店で開催されまして、星会長と佐藤誠一委員に出席していただきました。4番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会12月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、1月20日、北塩原村農業委員会総会1月定例会を集会室1・2で開催予定でございます。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）結果について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページと4ページになります。報告事項、令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）結果について報告いたします。こちらにつきましては、管内にある農地の利用状況等について8月26日から9月17日までの間に担当地区ごとに分かれて調査を実施いたしました。調査日や調査地区、調査委員等の一覧につきましては、4ページに載せております。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご協力いただきましてありがとうございました。それでは調査結果を報告いたします。3ページをご覧ください。委員の皆さんと共に現場を歩きまして、農地の状況を確認し、遊休農地の区分により再生可能と判断したA分類の農地を今年度よりさらに細分化しまして、草刈り等により直ちに耕作が可能となる農地と草刈り等だけでは直ちに耕作することはできませんが、基盤整備等の条件整備を行えば再生が可能となる農地、小文字のaとbにそれぞれ分けていただきました。こちらの調査結果には、再生可能と判断した農地と再生困難と判断した農地を各地区ごとに分けてそれぞれ集計しております。令和3年度の調査結果につきましては、合計欄をご覧ください。まずは遊休農地の中でも軽度な小文字のa分類と判断された農地は、田が36,500㎡、畑が62,710㎡となりました。続いて、さらに荒廃が進んでいる小文字のb分類と判断された農地は、田が32,910㎡、畑が253,758㎡となり、最後に再生困難なB分類と判断された農地は、田が157,740㎡、畑が880,547㎡となりました。右側の欄には昨年度からの主な変更内容を載せております。保全や作付け等により解消されていると判断したもの、新規又は再発生したもの、昨年度よりもさらに荒廃が進み、再生可能なA分類から再生困難なB分類へと判断したもの、逆に今回のA分類の細分化によって、再生困難なB分類と判断していたものをA分類へと判断し直したものなどをまとめております。なお、その他減につきましては、農地転用や現況確認証明により農地ではなくなったものが該当いたします。最後に1番下をご覧くださいなのですが、参考としまして、遊休農地率を算出したところ、村内農地面積の約2割が遊休農地化している状況でございます。前年度と同程度の結果となりました。なお、今回の調査結果につきましては、今後、県へ報告するとともに、今回、遊休農地区分がA分類と判断された農地につきましては、所有者に対して、意向調査を実施するため、現在準備中でございます。また、再生困難なB分類と判断された農地については、原則、非

農地判断をしなければならないとされておりますので、今後方法等について協議・検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上、報告事項の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和3年度利用状況調査（遊休農地調査）結果について終了するとともに、調査結果を県へ報告することといたします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の5ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇〇さん、大字桧原字〇〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、桧原字〇〇〇1096番697、登記は畑、現況は原野、面積363㎡、同じく〇〇〇1096番698、登記は畑、現況は原野、面積2,376㎡の2筆、面積の合計は2,739㎡でございます。3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過については、昭和41年に亡き父が農地法により、桧原字〇〇〇1096番53の土地の払い下げを受けた時から、今回分筆して申請する部分については、地形上耕作には不向きであったため、約55年間耕作しておらず雑草や雑木が植生し現在に至っているとのこととでございます。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は雑草や雑木が生い茂る荒地で、約55年間耕作されていないため、土も硬くなっており、原野と判断しました。また、土地の状況等も悪く、特に1096番698の土地は曾原湖に向かって斜面となっているため、耕作には不向きな土地であることから、今後も畑として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見でございますが、申請地は積雪のため、申請書提出後に現地調査を実施することはできませんでしたが、今後申請があがってくる予定でございましたので、先月のうちに、担当委員である二瓶睦夫委員、小椋隆子委員、小椋功委員に加えまして、星会長にも前もって他の現地確認の時に併せて今回の申請地の確認をしていただいておりますので、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、6ページに申請地位置図、7ペー

ジに案内図、8ページに申請箇所図、9ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶睦夫委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○4番、二瓶睦夫委員 意見・報告

はい。事務局の言うとおりに、現在の申請地は雪の下ですので、先月状況を確認してまいりました。申請地の畑ですが、55年間全く耕作してこなかったということで土地も硬くなっており、あと人手不足でできないということでしたので、今後も畑として使うのは不可能であろうと思いますので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、1番、小椋隆子委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○1番、小椋隆子委員 意見・報告

はい。境も分からず、水路も埋まっているようなところですので、許可相当と判断して問題ないと思います。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、小椋功委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、小椋功委員

はい。私も現地を確認しましたが、二瓶委員が言うとおりに、今後も畑として使用していくことはできないだろうと思いますの許可相当であると思いました。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今日は3件ございます。それでは、議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字下吉字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字下吉字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積は、下吉字〇〇5番、地目は畑、同じく下吉字〇〇11番、地目は畑、面積813㎡の2筆、面積の合計は932㎡でございます。3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、高齢等による経営縮小のため、譲受人が、経営規模の維持・拡大でございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、100,000円でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、11ページと12ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員 意見・報告

はい。先日、12月12日に〇〇〇さん、〇〇〇さん双方に確認しまして土地の所有権移転をしたいんだということでありました。内容等も特に問題はないと判断しまして、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の所有権移転について、申請

○議長

他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の使用貸借権設定、3番の賃借権設定について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番～3番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は4件ございます。それでは議案第3号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の19ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇〇14番、地目は田、面積3,033㎡、その外〇〇〇の土地が4筆と北山字〇〇の土地1筆で全部で6筆、面積の合計は14,484㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年1月1日から令和14年12月31日までの11年間。賃借料の額は年額で231,744円。1反当たりになおしますと16,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、20ページから22ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第3号、番号1番の利用権設定について、朗

読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

はい。貸付人の〇〇さんですが、年齢は〇〇歳で家に若い家族が2人はいるんですが、農業をやるという考えはございません。ここは私の親類なので毎年農作業には行ってたんですが、去年からちょっと認知症が始まったようで周りの人からトラクターには乗せないようにといろいろ厳しい状況にありますので、誰かに頼みましょうということになり、これまでも収穫作業は〇〇さんをお願いしてやってきましたので、〇〇さんは〇〇の方に農地を借りて何箇所かやってるということもありますから、〇〇さんをお願いするということになったわけでございます。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番については、奥川維之委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。奥川維之委員は退席してください。

○委員

(奥川維之委員 退席)

○議長

それでは、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の23ページをご覧ください。議案第3号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらについては再設定となります。1、申請当事者について、利用

権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。続いて利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇109番、地目は田、面積2,573㎡外、北山字〇〇の土地が2筆で全部で3筆、面積の合計は7,319㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間。賃借料の額は年額で117,104円。1反当たりになおしますと16,000円でございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請位置図、申請箇所図につきましては、24ページから26ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員会 長星源嗣。以上で議案第3号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。これも〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇さんに確認を取りました。再設定ということですので、特に問題はないかと思っています。賃借料等も確認した結果、お二人とも間違いはないということでありましたので、許可相当と認めました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、奥川維之委員の入室を許可します。

○委員

(奥川維之委員 入室)

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。議長。体調不良のため、ここで退室させていただきます。

○議長

はい。

○委員

(蓮沼喜久雄委員 退席)

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の27ページをご覧ください。議案第3号、3件目の利用権設定について説明いたします。番号3番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者(借受人)の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇〇〇28番、地目は田、面積2,859㎡、その外、関屋字〇〇〇の土地が1筆、関屋字〇〇の土地が2筆で全部で4筆、面積の合計は9,840㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年1月1日から令和7年12月31日までの4年間。賃借料の額は年額で95,388円。1反当たりになおしますと12,000円、水張面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、28ページから30ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第3号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員 意見・報告

はい。12月12日に〇〇〇〇君に会って内容等を確認しました。そして、〇〇さんは現在入院中ですので、娘さんに電話で確認しました。今回、再設定でございますので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の31ページをご覧ください。議案第3号、4件目の利用権設定について説明いたします。番号4番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇〇1000番、地目は田、面積366㎡、同じく大塩字〇〇〇1005番2、の2筆、面積の合計は2,155㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間。賃借料の額は年額で8,620円。1反当たりになおしますと4,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、32ページから33ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第3号、番号4番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

はい。先日の土曜日に二人に確認したところ、申請内容に間違い等はなく、今回は新規ではありますが、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員・推進委員活動記録簿の提出について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 3番 _____ (印)

議事録署名委員 4番 _____ (印)